



今月の視点

「法人成り」で社長になるとこんなにもトク!!?

～業績向上すればメリット、全て自己責任～

法人と個人は各々独立した存在であり、そして様々な取引においても法人と個人を混合させないことを前提に成り立っており、バランスしています。

以前、株式会社は設立時7人以上の発起人、3名以上の取締役、1名以上の監査役の設置が必須でした。

このことは、一個人が会社の取引について自分勝手な、公私混同しないような抑止的な仕組みであり、課税体系も「法人と個人の所得は決して混同されない」ことを前提とした課税体系が成り立っていました。

しかしながら、昨今急速な時代の変化に伴って、法制度の変革もされつつあります。その大きな変化の一つが商法から分離された「会社法」の制定であります。

平成17年に会社法は成立し、大改定は実質1人でも設立でき、1人会社、1人役員という「定款自治の原則」のもとでの機関設計の自由さとして会社の存在へと認められました。

今では「その実態は個人経営ではあるが法的には〇〇は法人である」という会社が増えつつあります。

実務では、法人税と所得税、そして消費税の三税をうまく使いこなすことが大切となります。そして、常に念頭におくことは、税に関する行為と対策は、法律上明分化されていない事項は、慣習上としてどうかであり、そこに社会通念上合理性や公平性がなければ、租税回避行為となり否認されてしまうでしょう。

取締役の優位性を知り、諸制度を有効に活用し、内部留保を厚くして、更に会社の業績を向上させていくことができれば「より良い会社づくり」は更に進化するでしょう。

【みらい経営：創業44周年感謝の集い 特別講演会】

『 徳の高い会社でより良い組織づくり!! (仮題) 』

～ 徳は本なり 財は末なり ～

講師：天明 茂 氏 (公認会計士、人間力大学校 理事長)

会場：名古屋国際会議場(日比野)

令和元年7月16日(火)15時30分～17時30分(予定)

講演会終了後、異業種交流兼懇親会を行なう予定です。

(1) 所得の種類と損益通算

個人：利子、配当、不動産、事業、山林、給与、退職、譲渡、一時、雑の10種類です。

原則、不動産・事業・山林はお互いの損失分を損失通算することができるが、他の所得のは損失通算できません。

法人：全ての収入－全ての費用＝法人税の課税所得

法人の全ての事業活動を一本化して計算します。

(2) 株式の譲渡制限

(3) 取締役、監査役、会計参与、任期は最長10年

(4) 事業の給与で所得を分散する

売上 ①	必要経費	②
	役員報酬	③
	給与所得控除	④
	給与所得課税	⑤
	課税所得節税	⑥

個人課税は、④・⑥

法人・個人の課税は、⑥であり、⑤の部分は非課税です。いわば、領収書不要の経費です。

※家族従業員は個人の場合、青色で専従者であれば経費。

※家族従業員は法人の場合、役員など仕事や責任の度合いで経費。

(5) 退職金制度

	給与	賞与	退職金
個人事業主	×	×	×
青色事業者	○	○	×
生計費別家族従業員	○	○	○
法人役員	○	○	○
生活同一家族従業員	○	○	○
生活別家族従業員	○	○	○

但し、受け取った退職金は控除後の2分の1課税など有利な税制度です。

(6) 生命保険

個人：最高4万円の所得控除

法人：掛捨て型保険料→損算入金

積立型保険料 → 一部損金計上

↘ 一部資産計上

活用法：法人が要約し、役員死亡した場合、法人に保険金が支給されます。その保険金を役員退職金の財源とします。あるいは、満期又は解約返戻金と役員退職金の財源とします。満期と退職の時期のタイミングを合わせることが大切です。

(7) 消費税が2年間免税になる!?

- ① 設立時の資本金が1千万円以上は課税事業者となる。
- ② 設立時の資本金が1千万円未満は免税事業者となる。
- ③ 免税事業者である課税期間中の売上高が1千万円を超えた場合には翌々事業年度から課税事業者となる。
- ④ 免税事業者で取得税期間中の上半期の業績について、売上高が1千万円を超え、給与等の支払額の合計額が1千万円を超える場合には、翌事業年度から課税事業者となる。

(8) 均等割(法人住民税) 約7万円(赤字法人でも納付)

(9) 欠損金—会社は欠損金の繰越控除期間9年(青色)、個人は3年

(10) 事業承継対策

個人：全てが相続財産、全てが遺産分割の対象となり、全ての預金口座が凍結される。
法人：相続、事業承継対策に有効。

(11) 役員への住宅貸与の家賃

社会通念上、適正家賃の50%以下が本人負担ならば経済的利益は課税されない。

(12) 減価償却は法人のケースは任意償却で個人は強制償却

(13) 事業年度—法人は任意で決め、個人は暦年の会計期間となる。

(14) 小規模企業共済

月7万円を限度として、個人も会社役員も適用あります。

(15) 倒産防止共済(セーフティネット)

月8万円、累計800万円まで、個人・法人も適用あります。

(16) 経費への考え方

個人の場合の経費は売上を計上するために直接要した経費という点で少し範囲が狭く考えています。法人は事業に係わる経費は全てです。

以上の点で「法人成り」「会社設立」の有利さがご理解いただけたでしょうか。(4)は仮に社長の給料月50万円、年600万円とすれば174万円の経費が自動的に認められます。(5)は一生で一度の大きな節税です。(6)の生命保険の有効活用、(14)・(15)と有利な制度です。そのためにも「より良い会社づくり」で大いに節税しましょう。

ぜひ、当事務所にお問い合わせください。



石川 光男

今後のセミナー ※FAXにてお申込みをお願いします。

1. 6月1日(土) マネジメント・ゲームセミナー

「決算書の見方が会社ノ業績アップに貢献!!」

ゲーム感覚で楽しく見方を身につけましょう」

インストラクター 石川 光男 氏

時 間 9:30~18:00

会 費 会員5,000円(税込、資料代、昼食代込)

一般8,000円(税込、資料代、昼食代込)

定 員 限定10名(先着順)(確保できるゲーム卓の関係)

申込期限 5月25日(土)

場 所 税理士法人みらい経営 3Fセミナールーム

熱田・港倫理法人会のセミナー お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

1. 5月23日(木) 経営者モーニングセミナー

テーマ 「 発毛技能士は見た! 倫理の学びと心とカラダ 」

講 師 橋本 美帆 氏

時 間 AM 6:30 ~ AM 7:30

会 費 無料

場 所 金山ゼミナールプラザ

2 5月30日(木) 経営者モーニングセミナー

テーマ 「 あつた小町 会員スピーチ 」

講 師 白石 恵美子 氏・宮田 佳子 氏・安井 梢 氏

名倉 えり子 氏・川瀬 里奈 氏

時 間 AM 6:30 ~ AM 7:30

会 費 無料

場 所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15

TEL 052-331-6411

5月の税務と労務

-
- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 3月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(5月31日) |
| ・ 9月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(5月31日) |
| ・ 9月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(5月31日) |
| ・ 4月分源泉所得税納付 | 期限(5月10日) |
-

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榊原 睦

〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番
TEL0569(26)1566 FAX0569(26)1569

mbara623@k6.dion.ne.jp